

高萩市物件紹介バンク制度 利用手順

【売り手・貸し手】空き物件所有者

空き物件の 登録申し込み

・所有者は、高萩市物件紹介バンク物件登録申込書（様式第1号）に、高萩市物件紹介バンク物件登録カード（様式第2号）、同意書（様式第3号）、身分証明書の写し、登記事項証明書を添えて、市（地方創生課）まで提出してください。

空き物件登録 媒介業者の決定

・市において内容等を確認し、適当と認めたときは、空き物件を空き物件登録台帳に登録するとともに、媒介業者を決定します。（※空き物件登録台帳に登録されたとしても、すぐに媒介業者が決定するとは限りません。）
・市から所有者に高萩市物件紹介バンク媒介業者決定通知書（様式第4号）、高萩市物件紹介バンク物件登録通知書（様式第5号）を発送します。

空き物件の 登録情報提供

・空き物件登録台帳に登録され、媒介業者も決定した空き物件は、高萩市定住・移住推進ホームページや、市の窓口にて情報公開・提供します。

連絡・調整

・登録した空き物件に対して交渉申し込みがあったときは、市から所有者へ高萩市物件紹介バンク物件交渉申請通知書（様式第22号）を発送します。その後は所有者と媒介業者との連絡・調整になります。

交渉・契約

・媒介業者を通して、申込者と交渉・契約を行います。

（留意事項）

- ・物件紹介バンクへの登録は、売却や賃貸をお約束するものではありません。
- ・空き物件は、申込者との契約成立まで、所有者が管理を行ってください。
- ・空き物件の登録期間は2年間です。延長も可能ですので、延長するときは、高萩市物件紹介バンク物件登録期間延長申出書（様式第8号）を市に提出してください。
- ・媒介業者に対して、宅地建物取引業法の規定に基づく手数料が発生します。
- ・空き物件の交渉や契約に関して、市は一切関与しません。